

# 福祉医療制度における現物給付方式の導入について【概要版】

平成31年2月  
奈良県福祉医療部医療・介護保険局  
医療保険課

※本文中「手引き」とあるのは、「奈良県福祉医療制度現物給付方式の手引き（医科・歯科・調剤・訪問看護用）」のことです。

## 1. 現物給付方式の導入について

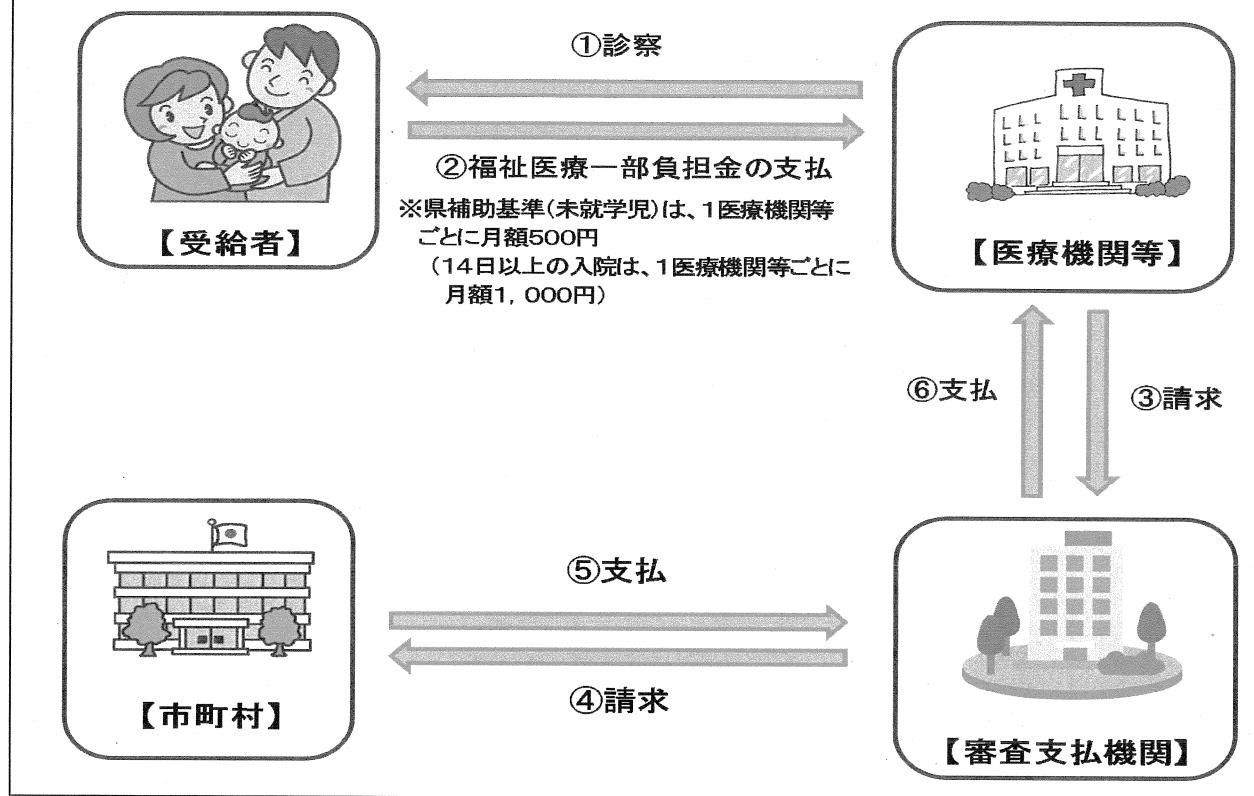
- ・平成31年8月診療分から、県内全ての市町村で導入します。
- ・子ども、心身障害者、ひとり親家庭等に対する医療費助成のうち、  
未就学児が対象です。

## ・現物給付方式のしくみ

受給者が、医療機関等※1の窓口で、被保険者証とともに、  
福祉医療の「受給資格証」を提示することにより、  
「受給資格証に記載された一部負担金※2」を支払うことで医療サービスを受けること  
ができる仕組みです。

- ※1 医療機関等とは、保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション  
及び柔道整復（以下、「柔整」）の施術所のうち、県と福祉医療契約を  
締結している施術所です。
- ※2 福祉医療一部負担金は各市町村により異なります。
- ※3 未就学児以外については、現行と同じ自動償還方式による手続きとなり  
ます。（福祉医療自己負担額支払明細書を国保連合会へ送付）

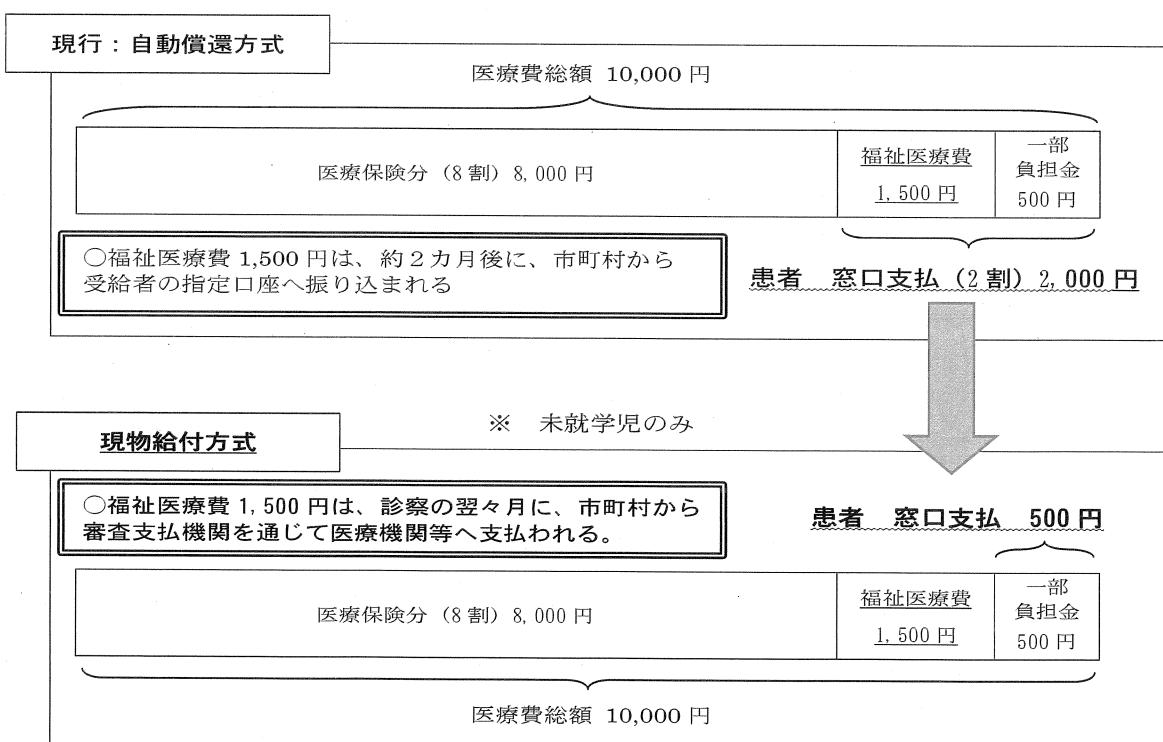
## 現物給付方式のしくみ



2

## 図① 受給者の医療費負担イメージ

(例) 国民健康保険（患者負担 2割）で医療機関等を受診し、医療費が 10,000 円、福祉医療制度の一部負担金が 500 円の場合



3

## ・福祉医療一部負担金について

○福祉医療一部負担金は、市町村により異なります。  
福祉医療一部負担金の金額は市町村が発行する受給資格証に記載しますので、そちらで確認いただくこととなります。

## ・医療機関等の窓口での徴収について ※手引き「第3章」参照

○現物給付方式の導入に伴い、医療機関等の窓口では、これまでのように、保険診療の一部負担金額（未就学児は2割）の徴収ではなく、受給資格証に記載された金額（福祉医療一部負担金、図①の500円の部分。）を徴収することになります。

○福祉医療一部負担金の額は1レセプト当たりの金額ですので、保険診療の一部負担金額（2割）が、受給資格証に記載された一部負担金額（図①の500円の部分。）を超えた場合、その超えた部分については、医療機関等の窓口での徴収は不要となります。

逆に一部負担金額に満たない場合は、保険診療の一部負担金額と同額を徴収してください。その場合、市町村への請求額は発生しませんが、レセプトへの記入漏れがないようお願いします。※手引き p 3, 11 参照。

※福祉医療では、診療と調剤を一連の受診と考えることから、  
保険薬局では、福祉医療一部負担金の徴収は必要ありません。

4

## ・請求・支払（柔整以外の場合）

○保険診療の一部負担金額（2割、図①の2,000円の部分）と福祉医療一部負担金（図①の500円の部分）の差額（図①の1500円の部分）が福祉医療費となります。この額を審査支払機関に請求していただき、原則診療月の翌々月に医療機関等に支払われるという流れとなります。

○医療機関等から審査支払機関への請求は、医療保険との併用レセプトによる手続きとなります。

社保分は社会保険診療報酬支払基金が、国保分は国保連合会が審査支払業務を行います。

## ・請求・支払（柔整の場合）

○施術所（柔整師）については、  
併用レセプトではなく、「専用様式」により請求してください。

※医療機関等と同様、療養費が、各市町村で定められている福祉医療一部負担金（図①の500円の部分）に満たない場合でも専用様式に記載してください。

5

## 2. ご注意いただきたい点

### (1)未就学児が対象

「未就学児」を対象に現物給付方式が導入されるのは、以下の3つの制度です。

- ・子ども医療費助成
- ・心身障害者医療費助成
- ・ひとり親家庭等医療費助成

○上記3つの制度においても、「未就学児以外の方」については、従来どおり自動償還方式で、手続き上の変更はありません。

### (2)併用レセプトの採用（柔整除く）

○現在の法別番号（71・81・91）とは別に、新たに下記の3つの法別番号を採番してください。

※市町村別の公費負担者番号は手引きp10の一覧表参照。

医療機関等では、システムの対応等、準備をお願いします。

- ・子ども医療費助成（現物給付）・・・73
- ・心身障害者医療費助成（現物給付）・・・83
- ・ひとり親家庭等医療費助成（現物給付）・・・93

※現在の法別番号（71・81・91）は自動償還で使用します。

6

### (3)受給資格証の提示

- ・福祉医療費の現物給付を行うには、市町村が発行する受給資格証が必要です。
- ・医療機関等の窓口では、原則として、受診の都度、受給資格証の内容を確認してください。

※市町村が行っている助成事業のため、居住市町村が変更となった場合には、福祉医療費を負担する市町村が変わりますので、受給者の住所に変更がないかの確認も併せてお願いいたします。

※また、月途中で、居住市町村が変更となった場合や、同一市町村内であっても、適用する福祉医療制度が変更となった場合（例：子どもからひとり親への変更 等）など、公費番号（法別番号）が変更となった場合には、それについて福祉医療一部負担金を徴収します。※手引きp3参照。

### (4)公費の優先

○自動償還制度と同様に、福祉医療制度よりも他の公費負担医療制度が優先して適用されます。

ただし、先に適用した公費負担医療制度に受給者負担金がある場合は、当該受給者負担金について、福祉医療制度の助成対象となります。

※公費負担医療制度一覧は、手引きp6参照。

7

## (5)独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱い

※手引き p 7参照。

(1) 福祉医療制度の受給者が、幼稚園、保育所等管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、「福祉医療」の助成対象となりません。

(2) 医療機関等の窓口では、保護者から幼稚園、保育所等管理下での負傷又は疾病であるとの申し出があった場合は、「福祉医療」を使わずに、保険診療の一部負担金である2割（未就学児の場合）相当額を受給者又は保護者に請求してください。

(3) 現物給付した診療が、後日、スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象と判明した場合、可能な限り、医療機関等から受給者へ助成金相当額を請求していただき、福祉医療として請求済みの場合は、審査支払機関に再審査等請求をしてください。

## (6)平成31年7月診療分までの取扱い

・平成31年7月までの診療（調剤）分について、月遅れの請求が発生した場合でも、期限を設けずに自動償還による処理を行います。

・減点等により本体保険点数が増減し、患者の自己負担部分について実際に調整した場合には期限を設けず、これまでと同様、「返戻等発生報告書」を国保連合会へ提出してください。※手引き p 4参照。

8

## (7)高額療養費の取扱について

※手引き p 13～20 参照。

### 1 被用者保険の場合

① 特定疾患治療研究事業（法別51）、小児慢性特定疾病医療支援事業（法別52）、難病法に係る特定医療費助成制度（法別54）の受給者証を提示した場合

**支払基金では所得区分に応じた高額療養費を計算します。**  
窓口での徴収額は「福祉医療」の一部負担金のみとなります。

② ①以外の場合

70歳未満の受診者の高額療養費は、平成18年厚生労働省告示により、原則として、「**ウ：標準報酬月額28万円～50万円**」で算定します。  
窓口での徴収額は「福祉医療」の一部負担金のみとなります。

### 2 国民健康保険の場合

① 限度額適用認定証又は限度額適用認定証・標準負担額減額認定証を提示した場合、若しくは

特定疾患治療研究事業（法別51）、小児慢性特定疾病医療支援事業（法別52）、難病法に係る特定医療費助成制度（法別54）の受給者証を提示した場合

**国保連合会では所得区分に応じた高額療養費を計算します。**  
窓口での徴収額は「福祉医療」の一部負担金のみとなります。

9

② ①以外の場合

高額療養費について、実際の所得区分が不明であるため、基本的に高額療養費の算定は行いませんが、

市町村国保は件数が多いため、事務効率化の観点から、所得層の多い「ウ：標準報酬月額28万円～50万円」で算定します。

なお、窓口での徴収額は「福祉医療」の一部負担金のみとなります。

### 3 資格異動（取得、喪失）の場合※手引き p 14,17 参照。

※この事例の発生件数は、奈良県内において平成29年度で10件未満と極めて少ない。

月途中で福祉医療に関する下記の資格異動（取得、喪失）が生じた場合、  
福祉医療の適用開始日は福祉医療の資格の得喪日となることから、  
高額療養費（公費負担限度額）は、資格の異動日により按分して計算します。

なお、保険者が変更となる場合には、別のレセプトとなるため、それぞれで高額療養費（公費負担限度額）を計算します。

### 4 3者併用（医療保険+国公費負担医療+福祉医療）で異点数の場合について

国公費との併用で、なおかつ医療保険と福祉医療が異点数の場合について、医療保険、国公費及び福祉医療の3者併用部分と、医療保険及び福祉医療の2者併用部分とを切り離して高額療養費を算出します。※詳細は p 15、 p 18 参照